

点 検 項 目		チェック欄	
		い る	い ない
管 理	許可（届出）事項に変更が生じた際、医療法上の手続きを行っている。		
	麻薬、向精神薬、毒薬等は、関係法令に基づき適正に取り扱っている。		
	構造設備は衛生上、防火上及び保安上の安全に留意している。		
	消防用設備（消火器、自動火災報知器、避難はしご等）を整備している。		
	全職員（医師、歯科医師も含む）の定期健康診断（年1回）を実施している。		
	個人情報保護法に基づき、個人情報を適切に取り扱っている。		
帳簿記録	広告は医療広告ガイドライン（厚生労働省作成）に基づき行っている。		
	診療録は医師法又は歯科医師法上の必要事項を記載し、過去5年間保存している。		
	医療機能情報は閲覧することができるようにしている。		
	院内掲示は待合所などの見やすい場所に掲示している。 ①管理者氏名、②診療に従事する医師、歯科医師の氏名、③診療日・診療時間		
業 務 委 託	右の業務を委託する場合、医療法に定める基準に適合するものに委託している。	検体検査	
		滅菌消毒	
		患者の搬送	
		医療機器の保守点検	
		医療ガス供給設備の保守点検	
		洗濯	
感 染 性 廃 棄 物	感染性廃棄物は他の廃棄物と区別して収集・運搬・保管している。		
	収納する容器は内容物が飛散・流出しないものになっている。		
	容器に感染性廃棄物である旨、取扱い時の注意事項を表示している。		
	保管場所は関係者以外が立ち入れないようにしている。		
放 射 線 管 理	産業廃棄物管理票を適正に保管している。		
	エックス線診療室である旨の標識を付している。		
	管理区域の標識があり、みだりに人が入れない措置をとっている。		
	患者等に対する注意事項を掲示している。		
	エックス線装置を使用している時は出入口にその旨を表示している。		
	従事者の被ばく防止措置（フィルムバッチ等）を行っている。		
	エックス線漏えい線量の測定を6ヶ月に1回以上測定している。		
	エックス線撮影は、医師、歯科医師又は診療放射線技師が行っている。 放射線技師がいる場合、照射録を作成し指示した医師、歯科医師の署名を受けている。		
備 考 欄			
※点検の結果、改善すべき事項が生じたについては本欄に記載し、医療安全管理委員会等において改善策を検討してください。			

（北海道保健福祉部作成「診療所立入検査マニュアル」より）